

令和 7 年 6 月 13 日

## 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に関する意見募集について

消費者庁において、食品表示基準の一部改正案を作成いたしました（本案の詳細は別添資料を御参照ください。）。つきましては、下記のとおり、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

### 1 意見募集の対象

- ・ 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=235080083>

### 2 一部改正案の概要

本案の概要は、以下のとおりです。

機能性表示食品については、消費者庁長官に届け出られた科学的根拠を有する機能性関与成分及びその機能が正しく消費者に伝わることが重要であることから、その他の一般的な食品とは異なり、食品表示基準第9条（平成27年内閣府令第10号）の規定により、一部を除いて機能性関与成分以外の成分を強調する用語の表示を表示禁止事項としています。

強調する用語には、成分を含むこと、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等があります。

今般の改正で、これらの強調する用語のうち、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示については、その他の一般的な食品と同様に容器包装上に表示することができるように見直しを行います。

一方で、機能性表示食品制度は表示をしたい機能性に関して届け出る制度であることから、届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を除く。）を含むことを強調する用語については、引き続き表示禁止事項のままとします。

なお、施行期日は公布の日とする予定としています。

### 3 意見募集期間

令和7年6月13日（金）から令和7年7月14日（月）まで（郵送の場合は同日必着）

#### 4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

【2】～【5】については、任意の記載項目です。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

##### 【1】 御意見

- \* 御意見については、その理由も記載いただくようお願いいたします。
- \* 御意見が 6000 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

【2】 住所（法人その他の団体にあつては所在地）

【3】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【4】 電話番号

【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）

##### （1）インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

##### （2）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 6 階

消費者庁食品表示課保健表示室 意見募集担当宛て

封筒表面に「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）について」と朱書きしてください。

#### 5 注意事項

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はしかねますので、その旨御了承願います。
- ・ 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- ・ 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。

<問合せ先>

消費者庁食品表示課

TEL：03-3507-8800（代表）

担当：増田、高橋